

## 認定結果の種類

要支援 1	}	介護予防サービスを利用する
要支援 2		総合事業サービスを利用する
要介護 1	}	介護給付サービスを利用する
要介護 2		
要介護 3		
要介護 4		
要介護 5		

状態区分	状態例
要支援 1	日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、炊事、洗濯などの家事、薬の管理、電話の利用、金銭管理など生活するうえで必要な活動に社会的支援が必要な状態。日常生活動作の介助や現在の状態の防止により要介護状態となることの予防に資するよう手段的日常生活動作について何らかの支援を要する。
要支援 2	立ち上がりや歩行などの身体的な動作で不安な状態があり、要支援1の状態よりわずかに低下がみられ、何らかの支援が必要な状態。
要介護 1	要支援状態から、能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態。食事、排泄、着替えはなんとか自分でできるが、疾病や外傷等により心身の状態が安定していない状態や認知機能や思考、感情等の障害により予防サービスに関する理解が難しく、日常生活能力や理解力が一部低下し、部分的な介護が必要となる状態。
要介護 2	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。歩行や起き上がりなど起居移動がひとりでできないことが多く、食事、着替えはなんとか自分でできるが、排泄は一部手助けが必要な状態。要介護1より日常生活能力の低下があり、理解力の低下も見られる。部分的な介護が必要な状態。
要介護 3	要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。食事、排泄、着替えいずれも一部手助けが必要な状態で、その他日常生活の行為のなかで一人でできないことがある。理解能力の低下、問題行動が見られる。
要介護 4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。重度な認知症があり、食事、排泄、着替えのいずれも全面的な手助けが必要な状態。心身の状態が低下し、日常生活の全ての行為が一人でできない。
要介護 5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。寝たきりの状態で寝返りもできず、食事、排泄、着替えのいずれも全面的な手助けが必要な状態。心身の状態が低下し、かつ、意志の伝達が困難となるなど日常生活の全ての行為が一人でできない状態。